

意見聴取団体からのヒアリング内容まとめ

I 意見聴取団体の受動喫煙対策の取組状況等

1 改正健康増進法の認知度と対応

(1) 総括

- 組合加盟業者は、団体事務局からのメール、機関紙、団体のホームページで周知普及に努めているが、政省令がH31年2月に発出されたばかりで理解が浸透していないという意見があった。
(同様の意見多数)
- 事業者にも正しく理解され、2020年4月施行までに環境整備等の対策が完了できるよう、行政が周知普及に努めることが急務という意見があった。
- 完全施行までに改正健康増進法の目的を喫煙者に理解してもらえよう、国や道に周知・啓発を押し進めて欲しいという意見があった。(同様の意見多数)

(2) その他個別の意見

- アンケートを実施した結果、認知度は低かったが、アンケートを通じて情報提供することができた。
- 既に禁煙に取り組んでおり、新たな対応は生じない。改めて禁煙推進を呼びかけるきっかけになる。
- 精神科病院について特例で喫煙室設置を認めて欲しい。(法に対する要望)

2 受動喫煙対策の取組状況・現状等

(1) 総括

従業員、顧客、患者や子どもの健康を守るため、敷地内禁煙、建物内禁煙、分煙や健康教育に取り組んでいる事業者がいる一方で、顧客のニーズや患者の状態等によって様々な影響があり、一律の受動喫煙対策の取組が難しいという意見があった。

(2) 分野別の意見

① 飲食・宿泊業

- 禁煙の取組や喫煙可の判断は、客層や顧客のニーズによって、経営者が個別に対応している。
- 禁煙、分煙に取り組んでいる事業者は、おもに食事を中心に提供している飲食店や宿泊施設があるが、一方で、客層の異なる酒類を提供している多くの飲食店では、売上げの影響を懸念し、禁煙の取組には至っていない。また、分煙に取り組んでいる事業者であっても、顧客のニーズ、売上げの影響を懸念し、全面禁煙には踏み切れない状況にあった。
- 全面禁煙に取り組んだ事業者の影響としては、次のような意見があった。
 - ・ 10年前に全面禁煙にしたところ、売上げが半分になったが、今年の4月に全面禁煙としたところ、一人で来る客は減ったが、休日の家族連れが増えたため、売上げが大きく落ち込むことはなかった。
 - ・ 全面禁煙後、売上げが大きく落ち込んだが、1ヶ月後には元に戻った。
 - ・ 小規模飲食店は、利用客の減少による経済的な影響が大きく、禁煙にした店舗は、顧客数が急激に減少し、再び喫煙可にしても顧客が戻らない。

- その他の取組として、店内環境を店頭ステッカーで表示し、顧客が選択できるよう、既に実践している業界もあった。

② 医療機関

- 日本医療機能評価機構の評価として、禁煙に関する項目が取り入れられており、既に多くの医療機関で敷地内禁煙、患者の禁煙教育、職員の禁煙推進などの取組が実施されている。しかし、精神科病院の一部では、非自発入院者（病状等から治療を優先し、本人の同意なく法に基づき医療保護入院や措置入院した患者）への影響などがあり、敷地内禁煙は難しい、という意見があった。理由としては、次の内容が挙げられる。
 - ・ 非自発入院者が敷地外又は敷地内屋外喫煙場所で喫煙する際には職員が同伴する必要があり、時間、人員、患者の状態から困難
 - ・ 非自発入院者の喫煙する権利を保障する必要がある
- 敷地内禁煙に取り組んでいる医療機関の非自発入院者への対応としては、家族が来院した際に外出し喫煙するなどの対応をとっていた。

③ 教育機関

- 道立学校は、10年以上前から校地内禁煙としているほか、授業や講演等で喫煙による健康被害教育を取り扱っている。
- 私立学校の受動喫煙対策は、各学校がそれぞれ対応している。

④ その他団体・企業

- 受動喫煙等に関する団体・企業の対策としては、次のような取組があった。
 - ・ 敷地内禁煙、建物内禁煙、事務室・会議室禁煙
 - ・ 全営業日の就業時間内禁煙
 - ・ 宴席、リースカー・レンタカー内禁煙
 - ・ 希望者に対する卒煙サポートプログラムの提供

3 改正健康増進法施行により予想される影響や効果

(1) 総括

- 喫煙場所が限定され、標識の掲示で顧客が選択できることによって、受動喫煙の防止が進むとともに、喫煙による疾病の減少が期待されるという意見があった。
- 事業者に対する環境整備費用の負担や売上げへの影響、隠れて喫煙するなど不適切な問題の発生を懸念する意見があった。

(2) 分野別の意見

① 飲食・宿泊業

- 標識掲示により、顧客が店内環境を選択でき、受動喫煙の防止が可能となる。しかし、一方では、喫煙室設置に係る費用負担、顧客や売上げの減少（特に酒類を伴う飲食店）を懸念する意見があった。（同様の意見多数）
- 今後の予想として、喫煙可能店には20才未満立入禁止の規制があるため、業態や顧客層によっては、禁煙化せざるを得ないと判断する経営者も多いのではないかと意見があった。

- 加熱式タバコについては、喫煙室内の飲食が可能であり、改正法の規制下でも喫煙者と非喫煙者との共存が可能。

② 医療機関

- 受動喫煙を効果的に防止できれば、心血管疾患の発症の減少が期待され、また、長期的に全身の多くのがんの発症抑制も得られる。しかし、一方で、精神科病院では、禁煙による非自発入院者のストレスによる精神症状の悪化や、隠れタバコによる火災を危惧している。

③ その他団体・企業

- 受動喫煙防止のルール策定、健康被害の情報提供や周知がなされることにより、職場内及び建物内の禁煙を徹底させることが予想される。これにより、受動喫煙が防止できるとともに、喫煙者も減少していくと思われる。しかし、一方で、喫煙者が近隣の喫煙場所を利用することによる近隣住民への受動喫煙、隠れて不適切な喫煙をするといった問題が懸念される。

- その他、次のような意見があった。

- ・ 苦情やトラブルの通報・相談の増加が想定されることから、相談窓口の体制強化や関係機関との連携が必要
- ・ タバコ販売量の減少に伴う国・自治体の税収減
- ・ タバコ販売店の廃業、関連産業の経営や勤務するものの生活への懸念
- ・ 喫煙規制議論の中には、「タバコ」に対し一方的なものもあり、タバコを生業としているものにとって遺憾

Ⅱ 道の条例に求めるもの

1 目的・理念

- 「受動喫煙をゼロ」を最終目標として条例に明記すべき。
- 法の運用で目的達成は可能。
- 目的として、未成年者、患者だけではなく、妊婦へ特に配慮することを明記すべき。
- 各個人が気にするか、嫌いかといった問題ではなく、生命健康に直結する問題。他者に被害を及ぼすものを用いること自体が禁止されるべきで、家庭内でも屋外でも当てはまる。
- 法の規制が十分でない部分を補う厳格な条例が必要。
- 国際的に恥ずかしくない対策を要望。
- 条例を制定する場合は、理念のみとするか法と同等であるべき。

2 責務

- 道は、改正法の内容が事業者に正しく理解され、施行までに対策が完了するよう周知することを優先すべき。
- すべての人、保護者も対象とすべき。
- 受動喫煙の原因となる行為の自覚を促すため、喫煙者へ具体的なマナーを徹底して周知して欲しい。周知の仕方としては、公共的な機関や団体が率先して取組み、それを一般に広げていくような進め方をして欲しい。
- タバコは合法的な大人の嗜好品であり、喫煙の権利も守らなければならない。
- 喫煙者の利便性を損なわない節度ある内容を要望。
- 改正法の趣旨を踏まえ、業界一丸となって望まない受動喫煙防止対策を推進していく。
- 求人の際に労働条件に受動喫煙対策を明記するよう事業主に義務づける。

3 基本的施策

(1) 道の施策

- 道は、受動喫煙の健康被害を広く啓発するとともに、喫煙室の設置がなければ原則禁煙とすることを強く指導すべき。
- 受動喫煙の原因となる行為の自覚を促すため、喫煙者へ具体的なマナーを徹底して周知して欲しい。周知の仕方としては、公共的な機関や団体が率先して取組み、それを一般に広げていくような進め方をして欲しい。
- 受動喫煙防止の最も有効な手段は喫煙率を下げること。そのためには、青少年に対する禁煙教育・啓発を強化、タバコの広告規制強化、タバコ税増税など総合的な対策が必要。
- 改正法を混乱することなく推進することが重要。法への上乗せ条例、二重規制は混乱を招くため反対。
- 煙が漏れないよう敷地内喫煙所の喚起対策を行って欲しい。
- トラブルや意見の内容など調査するための制度を構築してもらいたい。

- 環境設備投資の負担は大きく、行政による財政措置を要望。
- 禁煙に変更する小規模事業者に助成し、禁煙を後押しして欲しい。
- 北海道増進計画すこやか北海道21 たばこ対策推進計画と整合性をとって進めてもらいたい。

(2) 未成年者等への対策

- 家庭内や車内において、未成年者や妊婦がいる場合は、喫煙しないことを規定すべき。
- 私的空間への規制強化は反対。
- 「家庭内等私的な場の喫煙を制限するものではないという理解の下に推進」の規定は必要ない。

(3) 事業者の対策

- 従業員を一人でも雇用していれば一律禁煙にすべき。
- 従業員の有無による切り分け措置は、雇用機会の減少や家族経営の過重労働が懸念される。
- 求人の際に労働条件に受動喫煙対策を明記するよう事業主に義務づける。
- 社用車内の受動喫煙防止規定を要望。

(4) 施設毎の対策

① 第一種施設関連

- 第一種施設は屋外喫煙場所を設けない。
- 議会、裁判所も第一種施設に含める。
- 公共的な施設は原則禁煙。
- 医療機関を全面禁煙とするなら、精神科病院は一定の準備期間を設けた方が適切。

② 第二種施設関連

- 多数の人が利用する施設は敷地内禁煙とし、また、屋外においても多数の人が集まる場所での喫煙禁止や路上喫煙禁止も盛り込んで欲しい。
- 飲食店、ショッピングモールの全面禁煙。
- 社会の流れは禁煙に向かっており、選択の自由がなくなっている。だからこそ規制するなら徹底して欲しい。
- 一律に禁煙、喫煙とする上乗せ規制は反対。環境整備の判断は事業者任せに委ねられるべき。

③ 既存特定飲食提供施設関連

- 小規模店の意見を個別に聞いて条例に反映して欲しい。
- 小規模な店舗にとっては法以上の規制は死活問題。
- 面積基準は50㎡以下とし、さらに、従業員を雇用していれば一律禁煙とするべき。
- 法の面積基準は、国で議論された結果であり、面積基準の強化は、事業者へ更なる設備投資を強いるので反対。
- 従業員を一人でも雇用していれば一律禁煙。
- 従業員の有無による切り分け措置は、雇用機会の減少や家族経営の過重労働が懸念される。
- 飲食店、ショッピングモールの全面禁煙。

(5) 屋外の受動喫煙対策

- 一定面積以下の小規模公園における喫煙を禁止するとともに、それが守られるよう、しっかりと利用者への周知や掲示をして欲しい。
- 屋内禁煙となると、屋外に公共喫煙場所が必要になるのではないか。

- 多数の人が利用する施設は敷地内禁煙とし、また、屋外においても多数の人が集まる場所での喫煙禁止や路上喫煙禁止も盛り込んで欲しい。
- 法改正に伴う路上喫煙、吸い殻のポイ捨てを抑制するため、公共喫煙場所の設置が必要。(整備にたばこ税を活用できないか)
- 外国では概ね屋外喫煙可能であり、外国人への喫煙環境の提供が必要。
- 規制強化だけでなく、マナーを守って喫煙できるよう公共喫煙場所の整備を要望。

(6) 加熱式タバコ

- 紙巻きタバコと認識は変わらず、同様の規制を要望。
- WHO や日本呼吸器学会では、加熱式タバコは有害としており、指定タバコ専用喫煙室の設置も認めない。
- 健康被害が明らかではないため、法の適用を推進することが合理的。
- 加熱式タバコのみ使用可能な店舗が相当数あり、配慮が必要。

(7) 標識に関する要望

- 外国人旅行者も認識できる方法を考えて欲しい。
- 全国統一の標識の掲示推進が望ましい。
- 従業員保護を目的とした店頭表示を設ける。
- 行政による標識の作成、事業者への配布を要望。

4 罰則

- 実効性担保のために罰則規定を設けることが望ましい。(特に未成年者、妊婦が客としても従業員としても守られる運用が必要)
- 全国の流れで、罰則を作っている県もある。一斉に守ってもらうには罰則規定も有効。
- 国と同様か厳しくすべき。悪質な場合は、店名、施設名公表
- 罰則は必要ない。(法との二重の回避、行政の管理監督について平等に実行されるか懸念)

5 その他

- 条例制定の見直し規定を盛り込む。